

# 介護報酬において処遇改善措置を 実施する場合の考え方について

# 介護報酬において処遇改善措置を実施する場合の考え方

現在、介護職員処遇改善交付金として実施している措置について、介護報酬において実施する場合には、確実に介護職員の処遇改善に充てられるよう、以下の考え方により、処遇改善加算（仮称）を創設することとしてはどうか。

## 1. 算定式

現行（介護職員処遇改善交付金）

$$\text{介護報酬総額（※1）} \times \text{交付率（※2）} \\ = \text{交付金見込み額}$$

※1 介護報酬総額（介護サービスの総単位数×地域区分に応じた単価を乗じた額（緊急時施設療養費、特別療養費及び特定診療費を含む。）をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む。）は、当該事業年度における交付金の交付額の根拠となる介護サービスの提供に係る見込額の総額を用いる。

※2 交付率については、参考参照

介護報酬において実施する場合の考え方(案)

〈現行と同様〉

$$\text{介護報酬単位} \times \text{加算率} \times \text{単価（地域差）} \\ = \text{加算額}$$

○加算率については、現在の介護職員処遇改善交付金の加算率（参考参照）を引用。

## 2. 算定要件（賃金に関する要件）

### 現行（介護職員処遇改善交付金）

○交付金見込み額を上回る賃金改善（※）が見込まれた計画を策定

※ 平成20年10月から翌年3月までの期間における介護職員の賃金（退職手当を除く）に対する改善をいう。

○介護職員処遇改善計画書を作成し、事業者の職員に対して当該計画書の内容についての周知を行った上で、都道府県あて提出

### 介護報酬において実施する場合の考え方(案)

＜現行の考え方と同様＞

○平成24年度当初の職員構成を基準（※）として、同じ職員構成で比較した場合に、報酬改定前（平成23年度末）の賃金額を下回らない給与を支給すること。

※ 2年目の基準は平成25年度当初の職員構成、3年目の基準は平成26年度当初の職員構成とする。

○報酬改定前に、介護職員処遇改善交付金を申請していない事業所については、上記と同様の比較を行い、報酬改定前の賃金に比べ処遇改善加算（仮称）額相当分以上、賃金額が上回ること。

＜新たに追加＞

○処遇改善加算（仮称）のうち、本給で支給する割合を一定割合以上とする。

### 3. キャリアパス要件等

現行（介護職員処遇改善交付金）

介護報酬において実施する場合の考え方(案)

#### ○キャリアパス要件

ア 次の①から③までに掲げる要件に該当していること。

- ① 介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。
- ③ ①及び②の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。

イ アによりがたい場合はその旨をすべての介護職員に周知した上で、次に掲げる要件に該当していること。

介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上のための目標及び次の①又は②に掲げる具体的な取り組みを定め、すべての介護職員に周知していること。

- ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。
- ② 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）の実施

#### <現行と同様>

○現行のキャリアパス要件については、継続して要件とする。



## 現行（介護職員処遇改善交付金）

### ○定量的要件

次に掲げる事項をすべての介護職員に周知していること。

平成20年10月から届け出を要する日の属する月の前月までに実施した、平成21年4月の介護報酬改定を踏まえた処遇改善（賃金改善を除く。）の内容及び当該改善に要した費用の概算額

### ○キャリアパス要件等の適合状況に応じ、交付率の減算

- ①キャリアパス要件又は定量的要件のいずれかに該当する場合10%減算
- ②キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも該当しない場合20%減算

## 介護報酬において実施する場合の考え方(案)

### 〈現行と同様〉

- 賃金改善以外の処遇改善の内容及び当該改善に要した費用額について、職員に周知していること。

### 〈新たに追加〉

- 新たに採用した職員の処遇に関して、過去の介護職としての経験年数や実務能力を加味することが給与規程等に明記されていること。

### 〈現行の考え方と同様〉

- 上記のキャリアパス要件等を満たさない場合は、一定割合を減算。

### (参考) サービスごとの交付率

サービス名	交付率
・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護	4.0%
・(介護予防)訪問入浴介護	1.8%
・(介護予防)通所介護	1.9%
・(介護予防)通所リハビリテーション	1.7%
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	3.0%
・(介護予防)認知症対応型通所介護	2.9%
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護	4.2%
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	3.9%
・介護福祉施設サービス ・(介護予防)短期入所生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設	2.5%
・介護保健施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	1.5%
・介護療養施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.1%
<b>【助成対象外】</b> ・(介護予防)訪問看護 ・居宅介護支援 ・(介護予防)福祉用具貸与 ・(介護予防)訪問リハビリテーション ・介護予防支援 ・(介護予防)居宅療養管理指導	0%